

千葉市介護現場の生産性向上と労働環境改善支援研修運営業務委託に係る募集要項

1 業務の目的

千葉市では、高齢者人口の増加に伴う介護人材確保の必要性が高まっており、介護職員の定着率向上が求められている。そこで、千葉市内の介護事業所等の管理者を対象に、DX 研修やカスタマーハラスメント研修、メンタルヘルス研修等を実施することにより、生産性向上と労働環境改善に関する知識を身に着ける機会を提供し、介護現場の職場環境改善を促すことで、介護現場の生産性向上と労働環境の改善を図り、介護人材の確保及び定着につなげる。

本事業の実施にあたり、民間事業者の豊富なノウハウや経験を生かし、事業を円滑に遂行するため、プロポーザル（企画提案）方式による委託事業者の募集を行う。

2 業務の概要

（1）委託業務名

千葉市介護現場の生産性向上と労働環境改善支援研修運営業務委託

（2）委託内容

仕様書のとおり

（3）委託期間

契約締結日～令和8年3月20日

（4）履行場所

仕様書のとおり

（5）委託金額

1, 820, 000円（消費税及び地方税相当額を含む。）を上限額とする。

（6）支払い条件

業務完了検査後、一括払い

3 参加資格

プロポーザル（企画提案）に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

（1）令和2年度から令和6年度までに、高齢者福祉分野における人材育成に関する研修等を履行した実績を有すること。

（2）千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されていること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

- オ 千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
- カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- ク 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者

４ 参加手続き

（１）スケジュール（予定）

ア	募集要項の公表	令和７年４月１５日（火）
イ	質問受付期限	４月２１日（月）１２時
ウ	質問回答ホームページ掲載	４月２３日（水）
エ	参加申込期限	４月２５日（金）
オ	参加資格確認結果通知	５月 ２日（金）
カ	企画提案書の提出期限	５月２０日（火）
キ	選考結果通知	６月上旬
ク	契約締結・事業開始	６月中旬

（２）内容に関する質問

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要項、仕様書の内容について、不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。

- ア 受付期間 令和７年４月１５日（火）から令和７年４月２１日（月）１２時まで
- イ 質問方法 質問書（様式第３号）に記載し、電子メールで送信すること。持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は受け付けない。電子メールの件名は、「千葉市介護現場の生産性向上と労働環境改善支援研修運営業務委託企画提案質問書（法人名）」とすること。なお、公募に関する必要項目についてのみ質問を受け付けるものとする。

（３）参加申込書の提出

企画提案に参加を希望する場合は、下記の書類を郵送又は持参により提出すること。

ア 提出書類

（ア）	企画提案参加申込書（様式第１号）
（イ）	誓約書兼同意書（様式第２号）
（ウ）	同種業務の履行実績を証明する書類（契約書の写し、概要等の実績がわかるもの）

イ 提出期限

令和7年4月25日（金）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所9階 介護保険管理課

エ 参加資格確認結果通知の送付

上記により提出された書類の内容に基づき、参加資格の確認を行い、令和7年5月2日（金）までに、参加の可否について通知する。

（4）企画提案書の提出について

参加資格確認結果通知により参加可能の通知を受けた者は、以下により企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

（ア）企画提案書の提出について（様式第4号）

（イ）企画提案書（6部（正本1部、副本5部））

※副本は、企画提案書等の内容から、応募者の社名等が判別・特定できないよう必要な措置を講ずること。

イ 企画提案書の内容

各項目について、具体的に記載すること。

（ア）実施方針

（イ）事業実績（過年度実績等）

（ウ）積算根拠

（エ）事業内容

- ・実施計画（契約締結後から研修実施まで）
- ・オンラインでの実施方法及び講師（見込みを含む）
- ・研修内容及び研修を実施する際に、受講者に対して効果的な研修となるような工夫 等

（オ）実施体制

ウ 提出期限

令和7年5月20日（火）17時まで（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

エ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所9階 介護保険管理課

オ 提出にあたっての留意事項

（ア）提出は、1参加者につき1提案とする。

（イ）構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とし、20ページ程度とする。

（ウ）フラットファイルやドッチファイル等のファイル等には綴じずに提出すること。

（エ）企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

(オ) 本企画提案は、あくまでも委託契約候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次本市と協議して決定することとなるので留意すること。

5 事業者選定について

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、千葉市介護現場の生産性向上と労働環境改善支援研修運営業務委託企画提案選定委員会において、各企画提案者から提出された企画提案書により、次の(2)に掲げる審査基準に基づき書面審査を行い、委員長及び委員による採点の合計点数が最も高い者を最優秀企画提案者として選定する。

その際、採点合計点数が最も高い者が複数あった場合は、見積額の低い者を最優秀企画提案者とする。また、見積額も同額であった場合は、委員長の採点が高い者を最優秀企画提案者とする。さらに、委員長の採点も同点であった場合は、抽選の上、最優秀企画提案者を決定する。

なお、参加の申込が1者のみであった場合の採用の可否については、採点合計点数が配点合計点数の6割を超えるか否かを目安とする。

(2) 審査基準

選定に係る審査項目及び配点等は、別表「千葉市介護現場の生産性向上と労働環境改善支援研修運営業務委託審査基準」のとおりとする。

(3) 提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 委託料が本募集要項2(5)に記載する委託金額を超過した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や重要な誤脱があった場合
- エ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態となった場合
- オ 審査の公平を害する行為等があった場合
- カ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(4) 選考結果の通知

ア 通知日

令和7年6月上旬

イ 通知方法

企画提案者全員へ結果通知書を郵送するとともに、本市ホームページで公表する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

6 契約について

(1) 契約の締結

ア 審査により選定された最優秀企画提案者を委託契約候補者とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、本市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

ウ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に本市の承諾を得ること。

エ 委託契約金額の支払は、業務完了報告書の提出及び完了検査終了後とする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、本市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

7 その他

(1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等、書類一式については、返却しない。

(3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、委託事業者選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

8 問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険管理課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所9階）

電話 043(245)5206

E-メール kaigohokenkanri.HWS@city.chiba.lg.jp

担当：企画班 勝山